

発行：北出経営労務事務所

〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルティビル203号室

TEL:0776(58)2470 FAX:0776(58)2480

発行日：2012年1月1日

今月のことば●全力で応援しよう

人から応援されるということは、全力で人を応援しているということ。応援する人が増えれば、それだけ応援されることにもつながる。お客様、社員、パートナーを全力で応援しよう。結果、周りからたくさん応援される自分になる！

いよいよ2012年のスタートです！

年末年始はいかがお過ごしでしたか？

今年の事務所の抱負は『エンターテイメント』です！

社労士事務所なのになんでエンターテイメント？って思いませんでしたか？

実は私も最初は「え??？」という感じで…(汗)

そんな雰囲気を感じとった所長は、「お客様に喜んで貰えるようなサービスやイベントを打ち出して、中小企業を、福井を盛り上げていこう！」

といつものように熱く語ってました(笑)

皆さんに喜んでもらえるようなイベントを考えます！

あ、ハードルあげすぎたかな…(^^;)アハハ

今月のスタキヤはわたくし、澤田です！

おだんごヘアがトレードマークです(*^^*)

2月号は、北出多美枝です！お楽しみに☆



あなたは
「ビーグル」



のんびりとした性格で、ほんわかしたイメージが漂っている。そんなあなたは、まわりから温かく見守られるでしょう。ただし、大好きなことになると負けず嫌いに一変する一面も…

無料

社労士選びで会社の将来が変わる！

セミナー案内

いい社労士の見分け方、社労士活用法

社労士は「中小企業の元気を応援する専門家」です。

労働法などにおける専門知識を持ち、会社を守るための適切な対応を行っています。

具体的には、ヒトや労務に関する問題の解決、労災対応、給与や残業におけるアドバイス、

そして会社経営を助ける助成金の活用などを行っています。

特に中小企業は、社労士の活用で会社の業績が大きく変わるといっても過言ではありません。

社員の成長なしに、会社の成長はあり得ません。

是非、いい社労士を見つけて自社の経営にお役立てください。

- テーマ：「いい社労士の見分け方、その活用方法」
- とき：第1回 平成24年1月26日(木)
第2回 平成24年2月23日(木)
いずれも 14:00~16:00(開場 13:30)
うち 15:30~16:00 質疑応答、16:00~個別相談
- ところ：アオッサ6F 604研修室
(〒910-0858 福井市手寄1丁目4番1号)
- 講師：北出経営労務事務所 代表 北出慎吾
- 参加費：無料(先着順につき、お早めにお申し込みください)
- お申し込み期限：第1回 1月19日(木)
第2回 2月16日(木)
- 定員：各回10名(定員になり次第締め切らせていただきます)

セミナー内容などの詳細、お申し込みは

<http://kk-group.com/seminar> まで



《講師プロフィール》 北出慎吾(きたでしんご)
特定社会保険労務士/人事コンサルタント

1976年福井県福井市生まれ。「中小企業を元気にする」を使命に掲げ、経営者サイドに立った社労士として、従業員数1名から700名規模の中小企業に特化した経営・人事コンサルティング、社会保険労務士業務を展開し、強い会社をつくるための人事制度、就業規則の作成、モチベーションアップの社員研修、ビジョン・行動指針づくりなど、経営者から高い評価を得て業績アップに貢献している。考える社員の育成、ビジネスマナーを中心とした新入社員研修は、延べ250人が参加している。

著書：「行列のできる社労士事務所の作り方」(2011年 ぱる出版)

福井県商工会議所エキスパートバンク専門相談員、福井産業支援センター専門相談員。ゲンキー株式会社現外部監査役。

けいえい ろうむ 相談室

新しい方を雇入れようと思っているのですが、最近、「入社した人が思っていた人材と違う。」「採用したはいいけど、すぐに辞めてしまう。」ということが何度か続き困っています。採用で失敗しないためにはどうしたらいいでしょうか。



採用で「本当に」成功するにはどうすればいいと考えていますか。

採用は、準備、求人、選考の3つの部分で構成されています。

この3つのうち、どの部分に力を入れてるかが重要です。さっそく採用のプロセスを詳しく見ていきましょう。

採用のプロセス

◎ 準備・・・「企業理念」や「求める人材像」を明確にします。
(会社の土台作りをする。)

選考基準を決め、面接官のスキルを上げます。

1. 現場と採用者の「考え方」や「意識の共有」をします。

現場は即戦力を求めますが、採用者は現場で育ててほしいと考えています。

ここに現場と採用者の意識がズレが生じるので、会社全体で採用活動を行う意識が必要です。

2. 求める人材像つまり採用基準を明確に設定します。

まずは、企業理念や企業文化、会社の特徴を明確にします。そうすることにより、「求める人材」の設定がしやすくなります。求める人材の設定が難しい場合は、逆に「求めない人材」を考えるといいでしょう。

3. 面接官のスキルアップ

面接官は、能力を引き出すための質問をし、話しやすい雰囲気づくりをするなどのスキルが必要です。

◎ 求人・・・理念に共感し、経営者を尊敬するアツイ想いを
持った応募者と出会うことです。

自社のホームページで求人することをお勧めします。そうすると、自社の想いに共感する方が集まります。



現場

即戦力がほしい!

ズレ

現場で育てて欲しいのに...



採用者

1分間ろうむスタディ

★ 面接で聞いてはいけない質問...

- ①本人に責任のない情報(本籍・出身地・親や兄弟の職業、資産・生活環境・家庭環境)
- ②思想の自由に反する情報(支持政党・宗教・愛読書・尊敬する人)
- ③セクシュアル・ハラスメントや男女差別につながる質問(結婚や出産の予定・恋人の話)

★ちなみに・・・「相手を非難すること」は絶対にしてはいけません。



◎ 選考(面接)・・・選考結果と面接の結果を総合的に判断して、最終的に決めます。

1. 書類選考・・・明確に欲しい人材の条件を決め、条件をクリアしているなら合格です。

2. 適性試験・・・論理性や数学力、読解力などを数値化して判定することができます。

3. 面接・・・書類では見抜けない応募者の能力を引き出し、会社の採用基準をクリアするかどうかの適正 評価をします。

この3つのステップを踏まえ、採用するにはまず、「準備」と「選考」に力を入れてみて下さい。そうすることで、「採用」の失敗が減らすことができるでしょう。



新人さわだ

わたし、面接を受けたことは何度もあるんですけど、面接する側になったことはなくて...。面接する際に大切なことって何ですか？

面接官向けの研修があるって聞いたことがあるけど、やっぱり受けた方がいいんですよね？

応募者の話を聞き、能力や人間性を引き出すことだよ。そのために、

- ・話を最後まで聴く
- ・応募者の目を見ながら、笑顔でうなづく
- ・共感の姿勢を示す

など、**応募者の方が話しやすい雰囲気を作ることが大事だね。**



先輩さとう

そうだね。でも、面接テクニックも大事だけど、応募者の見るべきポイントを決めておくことが重要なんだよ。



社労士さとうのワンポイントアドバイス

採用の目的は、会社に利益を与えてくれる人材を採用し、長く勤めてもらうことです。その為にも、いい人材を採用する必要があります。いい人材とは？・・・それは、各会社、また職種によって異なります。欲しい人材を明確にしておきましょう。最後に、採用するにあたり、「妥協しない」ことが**重要**です。

「労働保険料算定基礎調査」とは、どのようなものかご存知ですか？よく耳にする「労働基準監督署の調査」とは別のものです。では、実際に調査が行われる手順や詳細を見ていきましょう。

■■調査の趣旨とポイント■■

この調査の目的は、毎年行われている労働保険料の申告が正しく行われているか調査することです。これには、雇用保険の加入要件に達している労働者をきちんと加入させているかどうか含まれます。調査の際に、実際の申告との差異があれば、追加で支払いが必要となります。調査の対象期間は、申告済み労働保険期間(4月～翌年3月)の直近2年間です。また、場合によってはこれが会計検査院の立会いのもとに行われることがあります。

■■調査までの流れと動向■■

実際に調査に入る2～3週間前に、労働局から調査の実施についてのお知らせが届きます。会計検査が行われる場合は、調査実施前に調査担当官が事業場を訪問し、調査についての説明が行われます。また、お知らせには、準備する書類が記載されているので、当日までにあらかじめ準備する必要があります。なお、平成22年4月から雇用保険の適用範囲が拡大され、調査が厳しくなっています。

【準備する書類】

- (1) 会社案内書、事業場組織図
- (2) 労働者名簿
- (3) 賃金台帳
- (4) 出勤簿、タイムカード等出勤状況の確認ができる書類
- (5) 就業規則・給与規定
- (6) 会計関係諸帳簿(総勘定元帳、現金出納簿等)
- (7) 雇用契約書、雇入通知書
- (8) 雇用保険関係書類(資格取得確認通知書等)
- (9) 労働保険申告書および月別支払賃金明細書(事業主控)

その他、「労働保険料算定月別賃金支払明細書」を作成する必要があります。

会計検査院とは？

私たちの税金や国債の発行によって国が集めたお金は、各府省などで国の仕事をするために使われます。国のお金ですから、適正に、また、ムダがないように、有効に使われなければなりません。会計検査院は、この国のお金が正しく、また、ムダなく有効に使われているかどうかをチェックする機関です。会計検査院は、このような重要な仕事を他から制約を受けることなく厳正に果たせるよう、国会、内閣、裁判所いずれの機関からも独立しています。

■■準備■■

①申告済みの保険料と実際に申告しなければいけない保険料との違いがないか確認します。

労災保険は、全従業員が対象ですので、計算ミスなどがなければ問題ありません。ちなみに、労災保険の対象賃金は総支給額です。

雇用保険で多いのが、適用要件を満たしているにもかかわらず、手続きをしていないケースです。まず、雇用保険の資格取得手続きをしていない労働者を対象に、調査対象期間の出勤簿を確認し、適用の必要の有無を確認しましょう。

調査では常に
電卓作業が
続きます(汗)



雇用保険の適用要件(平成22年4月1日より拡大されています。)

- (1) 所定労働時間が週20時間以上である
- (2) 31日以上雇用見込みがある

②適用の必要がある労働者がいた場合は、調査までにさかのぼって手続きをします。

さかのぼりは、手続きをする日から最長2年前まで可能です。

③最後に「労働保険料算定月別賃金支払明細書」を作成します。

申告済みの保険料の対象賃金と、本来申告すべきであった対象賃金の両方を記載し、差異があった場合には後日追加で支払う必要があります。ちなみに、退職された方の分についても、雇用保険の資格取得、喪失手続きを行い、保険料を支払う必要があります。また、手続きは、最長2年前までですが、保険料は調査期間分支払うこととなります。さらに、調査で差異が発覚した場合は、追徴で未払い分の10%を支払わなければいけないので注意が必要です。

■■対策■■



このような調査が入っても慌てることのない様に、普段から雇用保険の加入要件を満たしているかどうか、管理することが肝心です。パートタイマーの方で、労働時間に変動がある場合、2～3か月様子を見て、常に労働時間が週20時間を超えるようであれば、雇用保険の適用手続きをとりましょう。

雇用保険をかけることでもらえる助成金もあります。また、労働者の方に安心して働いてもらうことで、モチベーションアップにもつながります。

メリットを踏まえたうえで、適切に対応することをおすすめします。

1月の おしらせ

今月は、年末調整関係のおしらせです。
期限に遅れることなく提出、納付しましょう。



<p>年末調整 法定調書 の提出</p>	<p>年末調整の法定調書とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書） ● 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ● 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書 ● 不動産の使用料等の支払調書 ● 不動産等の譲受け対価の支払調書 ● 不動産等の売買または貸付のあっせん手数料の支払調書 ● 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 <p>です。これらの法定調書の提出期限は1/31(火)です。</p>
<p>源泉所得税 の納付 (納期の特例)</p>	<p>給与の支給人員が常時10人未満で、源泉所得税の納期の特例の手続きをしている事業所は、年に2回、1月と7月に所得税を納めます。 7月から12月までに給与から天引きした所得税は1月10日が納付期限です。</p>
<p>2012年 新入社員研修</p>	<p>◆開催要綱◆ 日時: 2012年3月29日(木)・30日(金) 9:30~17:00 会場: 福井県自治会館 202・203研修室 (福井市西開発4丁目202番地1 バードグリーンホテル横) 講師: 北出経営労務事務所 代表 北出慎吾 費用: お一人様21,000円 (税込。テキスト代含む。) 対象: 新入社員の方、入社2年目ぐらいまでの方 定員: 30名</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>詳細、お申し込みは http://kkrgroup.com/seminar まで</p> </div>



所長 北出慎吾

新年あけましておめでとうございます。いよいよ2012年が始まりますね。今年辰年。年男ということで、色々やりたいなと思っています。おかげさまで事務所も5年目に入りました。たくさんの方に支えられ、ここまでこれたこと本当に感謝しています。今年の事務所のテーマは、「エンターテイメント」。社労士事務所は堅いイメージがありますが(笑)、我々自身が楽しんで仕事をする事、お客様に楽しんでもらうこと、喜んでいただく事務所にしたいなと。そのため今年色々仕掛けていきます。今年どうぞよろしくお願いいたします。



北出多美枝

あけましておめでとうございます<m(_)_m>みなさま、良い新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。この仕事をしてから、技術的にも立場的にも学ぶことがほんとに多く、随分成長したな、と実感!(もちろん、まだまだですが…)仕事を始めたころは分からなかったこの仕事の意義。お客様が求めているもの。私にできること。色々見えてきた今日この頃。今年の目標はズバリ“お客様に安心感を与える仕事をする”です。あと、今年年女なので、是非ともいい年にしたいです^^♪あ、歳バレちゃった(+o+)



佐藤早智代

あけましておめでとうございます。年始年末は充実したお休みを過ごされたことと思います。新たな1年に向けてスタートしましたね。さて、新年を迎えて皆さん、抱負を立てましたか? 私は、「ステップアップ」です。新しい経験をドンドンしてステップアップしていきたいです。そして、よりお客様のニーズにおこたえしていこうと思ってます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



澤田幸絵

あけましておめでとうございます(^o^)/皆さま、年始はいかがお過ごしでしたか? 私は毎年食べすぎて「ダイエット…だね」とこの時期はいつも焦っています(汗) 昨年の私の抱負は「チャレンジ」でした。HTMLや社労士事務所での仕事はどれも私にとっては初の試みです。今年昨年チャレンジした事をじっくりあためていきたいので、「学びと成長」にしました!これからいろいろ勉強して、お客様に頼られるような自分になりたいです(^o^)/